

新型インフルエンザ等 行動計画(素案)

概要資料

日野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定にあたって

【背景】

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき策定する計画

1. 経緯・目的

令和6年7月 政府行動計画の抜本改定

令和7年5月 東京都行動計画の抜本改定

⇒上記に基づき、市区町村においても令和8年7月までに現行計画を改定することが求められている。(令和7年1月8日開催 内閣感染症危機管理統括庁 全国感染症危機管理担当部局長会議資料より)

●策定根拠 新型インフルエンザ等特別措置法第8条

●行動計画の目的

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制
- ・市民の生命及び健康の保護
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小

2. 特措法上必要な策定プロセス

①学識経験者の意見聴取

⇒医師会等の専門的立場を持つ構成員の意見を反映する。

②他の地方公共団体の長の意見聴取

⇒南多摩保健所及び保健所管内の自治体(多摩市・稻城市)と協議・意見交換を実施

③東京都への協議

⇒東京都の行動計画との整合内容を協議

④議会への報告・市民への公表

⇒議会への報告を行い、市ホームページや広報誌等で計画を公表する。

3 計画に定めるべき事項について

- 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- 次に掲げる措置に関する事項

- ✓新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への 適切な方法による提供
- ✓住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ 等のまん延の防止に関する措置
- ✓生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関 する措置

- 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

- 南多摩保健所及び多摩市稻城市との連携に関する事項

(注)新型インフル流行時に結んだ協定(平成26年)が、コロナ禍では活用できなかつたため

4 現行計画の課題

- 新型コロナウィルス感染症(以下、新型コロナ)のような急速に感染が拡大し、影響が増大しつ長期化するような感染症を想定していなかつたため、特に以下の点について、現行計画では十分に対応できなかつた。

- ✓関係機関との情報共有及び協力体制の構築
- ✓全庁的な連携体制の構築
- ✓ワクチン接種体制の構築
- ✓市民への情報提供、共有の方法

日野市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の概要

行動計画の目的

- ・新型インフルエンザ等（※）の感染拡大の抑制
- ・市民の生命及び健康の保護
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- （※）対象となる感染症の定義
- ・新型インフルエンザ等感染症
 - ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
 - ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

改定の方針

令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条）に基づき、市行動計画も策定以来初の抜本改定を実施。新型コロナ対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、新型インフルエンザ等からひとりでも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にすることを目指す。

平時の備え

- ・人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- ・市と市民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- ・都が関係機関と締結する協定も踏まえ、感染症発生時の市における医療・検査を迅速に行う体制を確認

新型インフルエンザ等発生時の迅速な初動対応

- ・国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、府内や市内医療機関、市民等に共有
- ・あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げ、市民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

市民生活及び社会経済を守るバランスの取れた対策の実施

- ・急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

改定のポイント

①幅広い感染症に対応	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定 																
②対策項目の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 対策項目を5項目から7項目に拡充し、内容を精緻化 <ul style="list-style-type: none"> 特に実施体制、まん延防止の項目の記載を充実 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことを記載 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行計画</th><th>改定計画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施体制</td><td>実施体制</td></tr> <tr> <td>情報提供・共有</td><td>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</td></tr> <tr> <td>感染拡大防止</td><td>まん延防止</td></tr> <tr> <td>予防接種</td><td>ワクチン</td></tr> <tr> <td></td><td>保健</td></tr> <tr> <td></td><td>物資</td></tr> <tr> <td>市民生活及び経済活動の安定の確保</td><td>市民生活及び地域経済活動の安定の確保</td></tr> </tbody> </table>	現行計画	改定計画	実施体制	実施体制	情報提供・共有	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染拡大防止	まん延防止	予防接種	ワクチン		保健		物資	市民生活及び経済活動の安定の確保	市民生活及び地域経済活動の安定の確保
現行計画	改定計画																
実施体制	実施体制																
情報提供・共有	情報提供・共有、リスクコミュニケーション																
感染拡大防止	まん延防止																
予防接種	ワクチン																
	保健																
	物資																
市民生活及び経済活動の安定の確保	市民生活及び地域経済活動の安定の確保																
③発生段階の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載 準備期（平時）の取組を充実 <p>対応期は以下の4時期に区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 封じ込めを念頭に対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 病原体の性状等に応じて対応する時期 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 																
④連携に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 南多摩保健所及び多摩市・稲城市との連携に関する事項を、協議のうえ記載 																
⑤各部の事業継続と応援体制	<ul style="list-style-type: none"> 各部においてBCPや対応マニュアルを策定 <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各課レベルで業務の優先順位を決定 人員が不足する部に対しては、各部のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応 																

日野市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2部）

新規項目

対策項目	現計画	新計画
保健	「医療」の項目で一定の記載 ・平常時における訓練や研修を通じて準備を行う	<ul style="list-style-type: none">地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制の整備感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成業務量の想定感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄南多摩保健所を通じて、医療提供体制の把握、関係機関への技術的助言、感染症の発生動向に関する情報収集南多摩保健所及び、南多摩保健所管内の多摩市、稻城市との連携
物資	「市民生活及び市民経済の安定の確保」の項目で一定の記載 ・必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や運用方法をあらかじめ検討する ・都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する	<ul style="list-style-type: none">備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようする有事における近隣自治体等との相互融通協力

以前からあった項目

対策項目	現計画（新計画にも記載あり）	新計画（現計画から追加記載）
実施体制	各項目に分散	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、南多摩保健所、近隣の自治体（特に南多摩保健所管内の多摩市、稲城市）とも連携し、実効的な対策を講じていく ・新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間ににおいて緊密な連携を維持
情報提供・共有・リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供手段の確保及び情報集約体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平常時、発生時における情報提供 ・報道発表 ・庁内における情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見、差別、偽・誤情報への対応 ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行う
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人における感染拡大防止策 ・学校等における感染拡大防止策 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から緊急事態措置中の不要不急の外出自粛や施設利用制限に対する理解促進 ・有事での市民生活や社会経済活動への影響を考慮した感染症対策の実施
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに限る ・特定接種、住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備 ・感染初期における接種に携わる医療従事者の確保等の体制の構築
市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的弱者への生活支援 ・遺体に対する適切な対応 ・市民生活の安定の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨 ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める

日野市新型インフルエンザ等対策行動計画（第3部）

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市対策本部の構成について

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長

本部員：本部を構成する部長、危機管理監及び危機管理副監

第2章 市政機能の維持について（事業継続と応援体制）

新型インフルエンザ等発生時における各課レベルで業務の優先順位（※）を決定（BCP）。

保健医療部門において、人員が不足する部に対しては、本部体制の下、各部のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応することを定める。

（※）新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務（A）」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務（B）」「縮小業務（C）」「休止業務（D）」に区分する。

